

静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会設置要綱

静岡英和学院大学自己点検・評価に関する規程第6条の規定に基づき、静岡英和学院大学自己点検・評価委員会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置する。

（目的）

第1条 小委員会は、本学における教育研究活動及び管理運営等の状況についての自己点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）並びに第三者認証評価の受審を円滑に実施するため、必要な業務を実施することを目的とする。

（業務）

第2条 小委員会は次の業務を行う。

- (1) 自己点検評価の作業分担の決定
- (2) 各担当者による担当部分の自己点検評価報告書原案の作成
- (3) 各担当者による作成作業の進捗状況の管理
- (4) 作成作業実施上の疑義等の協議
- (5) 各担当が作成した自己点検評価報告書原案の内容検討
- (6) 各担当が作成した自己点検評価報告書原案を統合した自己点検評価案の作成
- (7) 第三者認証評価機関への説明、参考資料の作成、その他審査への対応
- (8) その他、自己点検評価の実施及び第三者認証評価の受審上必要な業務

（小委員会の組織）

第3条 小委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 各学科長
- (3) 学生部長
- (4) 教務部長
- (5) 入試・広報委員長
- (6) 就職委員長
- (7) 事務部長
- (8) 総括参事
- (9) 総務課長
- (10) 学務課長
- (11) 入試・広報課長
- (12) キャリア支援課長
- (13) 学院事務局長
- (14) その他、次条の規定による委員長が必要と認める者

2 前項に掲げる者は、代理人をもって出席することができる。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員長は、小委員会を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が代理する。

(自己評価担当者)

第5条 小委員会に自己評価担当者（Liaison Officer、以下「L.O.」という。）を置き、委員長が指名した委員をもって充てる。

2 L.O.は自己点検評価作業を統括するとともに、第三者認証評価機関との連絡調整を行う。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、自己点検評価報告書案を作成したときは、自己点検・評価実施委員会委員長に提出しなければならない。